

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正等に対する主な意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方について

ご意見の概要	国土交通省の考え方
<p>機関部の乗船履歴を持つ者について、甲板部の乗船履歴を認める等の措置をして頂きたい。</p>	<p>船舶に船舶職員として乗り組むためには、甲板部については船舶の運航や操船等に関する知識、能力及び経験が、機関部については機関の運転や保守整備等に関する知識、能力及び経験が、それぞれ船舶を安全に航行させるために必要となります。</p> <p>このため、船舶職員になるための海技士国家試験の受験資格として必要な乗船履歴についても、甲板部又は機関部のそれぞれの職務に見合った乗船経験が必要であることから、機関部の乗船履歴について甲板部の乗船履歴として認めることができないことをご理解頂きたいと思います。</p>
<p>6級海技士（航海）の資格取得のための乗船履歴を短縮して頂きたい。</p>	<p>海技士国家試験の受験資格として必要な乗船履歴は、船舶職員になるために必要な知識及び能力を一定の乗船経験をもって確認しているものであることを踏まえると、船舶の航行の安全を確保するため、当該資格に必要な乗船履歴の期間の短縮は困難であると考えていることをご理解頂きたいと思います。</p>
<p>6級海技士（航海）第二種養成施設の入学資格として必要な乗船履歴（船舶の運航業務に10年以上）を短縮して頂きたい。</p>	<p>6級海技士（航海）第二種養成施設の入学資格として必要な乗船履歴につきましては、現行の10年以上から短縮し、乗船履歴5年以上の者を対象とする実務講習7日のコースを創設することを検討しております。</p>
<p>総トン数200トン未満の船舶では機関長の甲板部兼務を認めて頂きたい。</p>	<p>船舶職員及び小型船舶操縦者法上の法定職員間の兼務については、現在、兼務の実施に向けた作業を進めているところでありますが、官労使を構成員とする内航船乗組み制度検討会における最終報告（平成15年12月）に基づき、法定職員間の兼務に当たっては、船舶の航行の安全の確保等の観点から、専任の機関部法定職員を1名以上乗り組ませることとされております。したがって、総トン数200トン未満の船舶について、機関長と甲板部職員の兼務を認めることはできないことをご理解頂きたいと思います。</p>

- ※ 類似のご意見については、趣旨を損なわない範囲で、適宜まとめさせて頂きました。
- ※ 航海当直基準の一部を改正する告示案に関するご意見の募集でお寄せいただきましたご意見のうち船舶職員及び小型船舶操縦者法関係のご意見については、こちらで考え方をご報告しております。
- ※ 航海当直基準関係のご意見については、同時期にご意見の募集を行いました「航海当直基準の一部を改正する告示案に関するご意見の募集」の結果において考え方をご報告致します。
- ※ 頂いた御意見のうち、本件に直接関係がございました御意見についても、今後の制度運用の参考とさせていただきます。